

写

29生産第1135号
29政統第918号
平成29年8月31日

東北・関東 農政局生産部長

北海道農政部長

殿

(農林水産省※1) 生産局農業環境対策課長
政策統括官付地域作物課長

台風15号の接近による強風及び大雨に伴う農作物等の被害防止に向けた技術
指導の徹底について

気象庁発表の台風情報（8月31日10時40分発表）によると、小笠原諸島付近にある大型の台風15号が、今後、北上する見込みであり、強風及び大雨による農作物等への影響が懸念されるところである。

このため、「農業技術の基本指針」（平成29年改定）（平成29年3月31日公表）（http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kihyo03/gityo/g_kihon_sisin/sisin29.html）を踏まえ、下記について、各地域の状況に応じた迅速かつ適切な対応が行われるよう、〔貴局管内の都県に対し、〕技術指導の徹底を図られたい。併せて、これまでの豪雨等の影響により被害を受けた地域においては、引き続き土砂災害に注意するとともに、異常出水時においては、農作業及び農地・農業用施設の見回りについては気象情報を十分に確認し、これらの状況が治まるまで行わないなど、人命を最優先に二次災害の防止を徹底するよう、注意喚起ありたい。

施行注意：1 *1は、各農政局宛ては除く
2 []は、各農政局宛てのみに記載とする。

記

【全般】

- 1 台風が接近、通過する地域にあつては、都道府県、普及指導センター、病虫害防除所、農業協同組合など関係機関の連携体制を整備し、気象庁の台風情報を基に地域に雨、風等によりどのような影響があるか把握しつつ、地域の品目や生育ステージに応じた対応を速やかに現場に徹底すること。
- 2 人命第一の観点から、ほ場の見回り等については、気象情報を十分に確認し、大雨や強風が治まるまでは行わないこと。また、大雨等が治まった後の見回りにおいても、増水した水路その他の危険な場所には近づかず、足下等、ほ場周辺の安全に十分に注意し、転落、滑落事故に遭わないよう慎重に行うこと。
- 3 局地的な大雨が予想される地域においては、ほ場の冠水のおそれがあることから、速やかな排水に備えておくこと。特に、これまで冠水したことのあるほ場や地域については、重点的に対応を進めること。排水ポンプの融通等についても積極的に進めること。
なお、各地方農政局土地改良技術事務所において、ほ場が冠水又はそのおそれがある場合、排水対策に活用できる災害応急用ポンプの貸出を行っているので、活用されたい。
- 4 台風通過後の対策として、適時適切な防除を心掛けること。特に、都道府県病虫害防除所から発表される発生予察情報に基づき適期防除に努めること。

【園芸作物全般】

- 1 事前の対策
 - (1) 台風が接近する前に施設やほ場周辺の点検、排水路の清掃を行うこと。
 - (2) 温室、育苗・集荷施設等については、強風に備えて、取り付け金具の緊張、抑えひもによる固定、妻面の補強等の防風対策に努めるとともに、飛来物による損傷を防止するために施設周辺の清掃、防風網の設置等に努めること。
 - (3) 排水が速やかに行われるよう施設周辺の集排水路の点検、清掃を行うこと。
 - (4) 潮風害が予想される地域においては、除塩のための水源を確保しておくこと。
- 2 被害拡大防止のための対策
 - (1) 台風が通過した後は、速やかに施設、機器の点検を行い、補修や修理が必要な場合には適切な処置を行うこと。
 - (2) ほ場や温室が冠水した場合は、排水ポンプや溝切り等によりできる限り速やかに排水を行うこと。
 - (3) 台風通過後の急激な気温の上昇に注意し、施設温室内の適切な温湿度管理に努めること。
 - (4) 潮風害を受けた場合には、できる限り速やかに散水により除塩すること。また、肥料が流亡した場合は、土壌分析を実施し、適正量を施用すること。

【野菜】

- 1 事前の対策
 - (1) ほ場内の早期排水対策として、あらかじめ溝切り、畦立て等の管理作業に努める

こと。また、台風による風害・潮風害のおそれのある場合には、べたがけ資材の利用等により被害回避に努めること。

- (2) 定植後の幼苗期は、支柱等により倒伏を防止すること。支柱やネットを設置している作物は、確実に固定されているか確認し、必要に応じて補強しておくこと。
- (3) は種や定植を予定している場合は、台風の通過前の作業を避け、通過後に行うこと。

2 被害拡大防止のための対策

- (1) 冠水や浸水等を受けたほ場においては、速やかな排水に努めること。また、土寄せ、追肥、液肥の葉面散布等により生育の回復に努めるとともに、病害虫の発生を防止するため、折損した茎葉の除去と適切な薬剤散布を行うこと。
- (2) 果菜類では、根傷みによる草勢低下を防ぐため、摘果や若どりにより着果負担を軽減すること。
- (3) 生育初期において被害を受けた場合には、予備苗による植替えや再は種を行い、被害の軽減に努めること。また、被害が著しい場合には、他の品種又は作物に転換することも検討すること。

【果樹】

1 事前の対策

- (1) 強風に備えて事前に防風網や果樹棚支柱、マルチ資材の点検・補修を行っておくこと。また、倒伏しやすい樹体は支柱により補強すること。
- (2) 収穫可能な果実はできる限り収穫しておくこと。その際、農薬散布から収穫までの経過日数に留意すること。
- (3) 強い風雨が予想される地域では、かんきつかいよう病の発生が懸念されるため、防除基準に基づき、薬剤散布を行うとともに、既に罹病葉等がある場合には、園外へ処分すること。
- (4) 排水が速やかに行われるよう園地周辺の集排水路の点検、清掃を行うこと。特にマルチ栽培の場合は、雨水が土中に浸透せず園外への排出量が増加し、土砂崩れや石垣の崩壊等につながる可能性があるため、排水路や排水溝の点検、清掃に留意すること。

2 被害拡大防止のための対策

- (1) 被害程度に応じて、折損した枝の修復や被害果の摘み取り、せん定及び摘果を実施し、生育の回復に努めるとともに、病害虫の防除を適切に実施すること。強風による倒伏や枝裂けが起こった場合には適切な処置を行うこと。
- (2) 落果した果実については、農薬散布から収穫までの経過日数に留意し、必要に応じて低温保管、選別の徹底、早期出荷等に努めること。また、落葉した場合は、日焼けや樹脂病等の発生に注意し、被害程度に応じて摘果や白塗剤の塗布等を行うこと。

特に、りんごについては、果汁のパツリン汚染を防止するため、土壌に触れた果実は、原則、果汁原料用には利用せず、やむを得ず利用する場合には、低温保管、早期利用、腐敗果の除去等に努めること。

- (3) 潮風害を受けた場合は、スプリンクラー等のかん水施設を活用し、直ちに水をかけ除塩作業を行うこと。除塩できずに落葉、落果等の被害を受けた場合には、被害程度に応じて液肥の散布、摘果、白塗剤の塗布等を実施すること。

【花き】

1 事前の対策

- (1) 露地栽培の草丈の低い花きについては、寒冷紗等で被覆し、草丈が高く支柱を立てている花きについては、支柱の点検・補強を行い、風害に備えること。
- (2) ほ場内の早期排水対策として、あらかじめ溝切り等の管理作業に努めること。

2 被害拡大防止のための対策

- (1) 冠水又は浸水の被害を受けたほ場においては、速やかな排水に努めるとともに、倒伏した株を早急に立て起こし、茎や花穂の曲がりや折れを防止すること。
- (2) 折れた茎葉の除去、適切な薬剤散布等により、病害の発生抑制に努めること。
- (3) 天候が回復した後、被覆資材、支柱、防虫ネット等の栽培施設や資材の点検及び修復を行うこと。特にキク等の栽培に係る電照・補光関連施設（電球、タイマー等）については、速やかに作動状況の点検を行うこと。
- (4) 生育初期において被害を受けた場合には、予備苗による植え替えや再は種を行い、被害の軽減に努めること。

【畑作物・特産物】

1 事前の対策

- (1) 冠水や浸水の予想されるほ場において、作物の性質やほ場の状況に応じて、冠水又は浸水後の排水対策が速やかに行われるよう、溝切り等の対策を講じるほか、明きょ等の点検・補修等を行っておくこと。
- (2) 茶については、摘採期を迎えている場合には、可能な限り、台風が近づく前に摘採を行うこと。

2 被害拡大防止のための対策

- (1) 潮風害を受けた場合には、できる限り速やかに散水により除塩すること。
- (2) かんしょやばれいしょについては、ほ場が冠浸水した場合、生育遅延や塊根・塊茎の腐敗を起しやすいため、速やかな排水に努めること。また、湿潤ほ場での収穫は行わないこと。
- (3) てん菜については、ほ場が滞水した場合、生育不良等を起しやすいため、速やかな排水に努め、長時間の冠水又は浸水を避けること。また、過湿により病害の発生が助長されるので、状況に応じた適切なほ場管理や薬剤散布を行うこと。
- (4) 茶については、強風により葉ずれや葉いたみがあった場合には殺菌剤を散布し病害の発生を防止するとともに、幼木園等において風により幹が回されたものは早めの土寄せや敷き草を行い地際部や根を保護すること。
潮風害を受けた場合には、できる限り速やかに散水し葉を水洗いすること。
天候が回復した後、防霜ファンや茶工場等の施設、茶園の排水溝や法面等を点検し修復を行うこと。
- (5) そばについては、ほ場が滞水した場合、出芽不良や根腐れによる生育不良等を起しやすいため、速やかな排水に努め、長時間の冠水を避けること。

【畜産】

「台風等災害発生時の家畜飼養の継続に向けた指導の徹底について」（平成29年7月14日付け29生畜第472号生産局畜産部畜産振興課長及び飼料課長連名通知）に基づき、特に以下の点に留意の上、準備を進めること。

1 事前の対策

- (1) 畜産施設については、損傷、倒壊等を避けるため、必要に応じて補修・補強を行うこと。
- (2) 大雨による畜産施設への浸水のおそれがある場合は、明きよの施工等により排水に努めること。家畜への被害が生じるおそれがある場合は、事前に避難場所を確認し、状況に応じてあらかじめ家畜を避難させる等の適切な処置を行うこと。
- (3) 各地域において、行政機関や生産者団体等との連携により、あらかじめ停電や断水等の対応を確認し、被災時には自家発電機による搾乳や生乳冷却等について、早急に対応できるよう努めること。
- (4) 飼料作物については、天候に応じて迅速に管理・収穫作業等が行えるよう、共同作業の体制を十分整えておくとともに、調製法についても、例えば乾草からサイレージに切り替える等、臨機応変な対応が取れるよう努めること。
- (5) 飼料、燃料などについては、家畜を少なくとも1週間以上飼養するために必要な分量を最低在庫量として維持するよう、計画的な生産や購入に努めること。その保管場所については、河川の増水や土砂崩れのリスクも考慮し、分散して保管するなど工夫すること。
また、飲水についても貯留タンクの設置やくみ上げポンプを準備するなどの対応を行うよう努めること。

2 被害拡大防止のための対策

(1) 畜舎及び家畜

- ア 天候が回復した後、浸水した場合には、直ちに畜産施設内及びその周辺の排水を行うよう努めること。また、土砂が流入した場合には、再度の土砂流入等の事故に十分注意しつつ、土砂を除去するよう努めること。
- イ 畜舎、牧柵、防鳥ネット等の施設に破損、汚染がないか確認し、必要に応じて補修、洗浄、消毒を行うよう努めること。飲水に適した水の給与や飼養家畜の健康観察など、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく飼養衛生管理基準に沿った衛生管理を徹底し、家畜の伝染性疾病の発生予防措置を講じるよう努めること。
- ウ 倒伏の影響等により、品質が低下した飼料を給与する場合には、栄養価、嗜好性等にも配慮し、家畜の生産性が低下することのないよう注意すること。
- エ 保管している飼料が冠水等の被害を受けた場合には、当該飼料の家畜への給与は中止すること。

(2) 飼料作物及び稲わら

- ア 冠水や浸水等の被害を受けたほ場においては、速やかな排水に努めること。
- イ 収穫期にある飼料作物は、天候の回復後に収穫を行うよう努めること。また、とうもろこし等の長大作物が倒伏した場合は、品質低下を防ぐため、天候の回復後、速やかに収穫を行うよう努めること。なお、裏作が可能な地域において収量の低下が見込まれる場合は、イタリアンライグラス等の早生品種を作付けして早期収穫することにより、越冬用粗飼料の確保に努めること。
- ウ 稲わらの収穫を行う場合は、天候の回復後、乾燥させた後、土汚れ等が無いことを確認した上で飼料に用いるよう努めること。